



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年3月6日 No.182

「安全・安定輸送の確保」「働きがい」「安心した生活」を実現しよう！

「新たなジョブローテーション第七次申し入れ」を行う！

経営側が示す目的を実現していくためには、社員の持つ様々な能力を余すことなく発揮でき、かつ主体性を持って業務にさらに挑戦できる体制を整えていくことが重要であると考え、私たち東日本ユニオンは、今日まで第六次にわたり団体交渉を重ねてきました。施策の目的の達成と社員の人生を大きく左右する「人事運用」においては「安全・安定輸送の確保」「働きがい」「安心した生活」の3本柱を、すべての社員と家族が実感することが絶対条件だと言えます。

東日本ユニオンは、昨年9月11日に開催した「駅員・車掌・運転士の未来を創造する大集会」における提起をベースに、この間、組合員や社員との議論をつくりだしてきました。積み重ねてきた議論と団体交渉での労使議論をもとに、申第24号「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施に関する第七次申し入れ」を策定し、3月6日、経営側に提出しました。

1. ワンマン運転を担当する運転士は車掌経験を有していることを必須条件とすること。
2. 運輸区の当直助役は運転士業務及び車掌業務の経験者とすること。
3. 「社員の夢や希望」を実現するために系統を超える異動を可能とすること。
4. 入社2年目の希望する社員に対し、体験業務（営業、輸送、車掌、運転士）を実施した上でキャリア面談を実施すること。
5. 将来像を描くうえで各担務の業務が見えづらいことから希望する社員の体験業務を実施すること。
6. 単身赴任期間が3年を越えた社員については、希望により自宅から通勤できる範囲の配属とすること。
7. 「新たなジョブローテーション」と「一般異動」を分別し、「新たなジョブローテーション」による人事異動は年1回（毎年4月1日）とすること。
8. 「新たなスペシャリスト（同一箇所、同一担務で10年を超えることができる）」と「新たなジョブローテーション」の選択制とすること。
9. 「新たなジョブローテーション」の実施に伴う個人面談を2020年3月末まで主務職以下の希望する社員に対して実施すること。

東日本ユニオン結集し、要求を実現させよう！